

障害者自立支援給付支払等システムについて

平成29年10月2日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

このページは空白です。

1. 障害福祉サービス等に係る給付費の 審査支払事務の見直しについて

このページは空白です。

1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

1. 改正法を受けた検討状況について

- 給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、自治体が国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）に障害福祉サービス等に係る給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定が盛り込まれた。（平成30年4月施行）
- 改正法が成立したことを受け、国民健康保険中央会では「障害者総合支援法等審査事務研究会」を設置し、平成28年5月より12月にかけて計6回にわたり、障害福祉サービス等に係る給付費等の審査支払事務の効果的・効率的な実施に向けた対応について議論を行い報告書を取りまとめ、新たな審査支払事務において「対応1 請求時の機能強化」、「対応2 一次審査等の実施」、「対応3 一次審査結果資料等の作成」、「対応4 台帳情報整備の改善」、「対応5 自治体職員等への研修」の5つの対応が必要とされた。

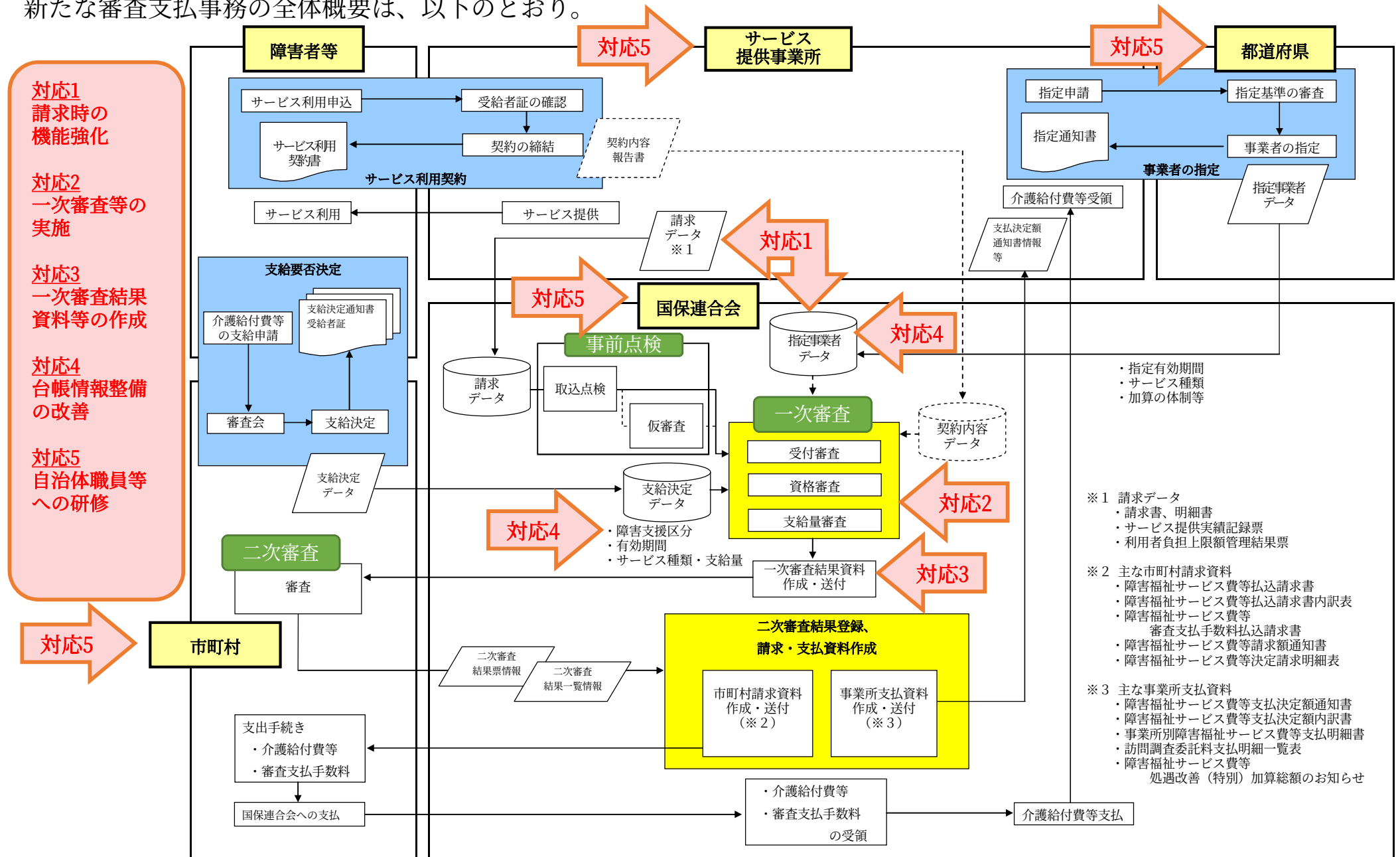
2. 審査支払事務の見直し（国保連合会における一次審査と市町村等における二次審査）

- 新たな審査支払事務で、国保連合会は、「一次審査」を行う。「一次審査」では障害福祉サービス事業所等からの給付費請求に対し、都道府県等が作成する事業所台帳、市町村等が作成する受給者台帳と照らし合わせ、問題ないと判定された請求情報は正常とする。また、これまで事務点検で「警告」とされていたもののうち、事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容と明らかに不整合であるものや、報酬算定ルールに則していないものについては「エラー（返戻）」とする（「警告」から「エラー（返戻）」への移行）等、不適切な請求については「エラー（返戻）」とする。さらに報酬算定ルール上、市町村等の個別判断が必要となるものや複数事業所が関係する利用者負担上限額管理の内容誤りや決定支給量を超過している場合など、市町村等において特に確認が必要なものについて「警告（重度）」として「警告」と区分する。
国保連合会は、これまで事務点検では実施しておらず、市町村等が審査していた「同一日・同一時間帯におけるサービスの重複利用がないことの確認」、「同一世帯に複数児童がいる場合の上限額管理内容の確認」等のチェックを行う等、審査内容の拡充を行う。
- 市町村等は、「一次審査」で「警告（重度）」及び「警告」となった項目について支払とするか「返戻」とするかの判断等を行う。これを「二次審査」という。
- 国保連合会は、市町村等における「二次審査」が効率的に実施されるよう、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージをわかりやすく見直した一次審査結果資料を作成し、市町村等に提供する。
- 市町村等は、国保連合会から提供される一次審査結果資料を基に適正な「二次審査」を実施する必要がある。

1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

3. 新たな審査支払事務の全体概要

○ 新たな審査支払事務の全体概要は、以下のとおり。



1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

対応1 請求時の機能強化

1-1 請求時の点検機能強化

国保連合会の一次審査で発生する警告やエラーを未然に防止するため、サービス提供事業所が利用する簡易入力システム、取込送信システムについて、点検機能を強化する。

1-2 事業所台帳情報参照機能の追加

サービス提供事業所が届出の内容を確認した上で請求情報を作成し、また返戻となった請求情報に対する警告やエラー原因を特定しやすくするため、国保連合会に登録されている事業所台帳情報を参照できるようにする。

1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

対応2 一次審査等の実施

2-1 仮点検の活用

一次審査が円滑に運用するまでの間、国保連合会での一次審査で発生する警告やエラーの件数を抑えるため、仮点検を活用することで、請求情報の誤りを早期に発見できる。

2-2 一次審査の実施

国保連合会において新たに一次審査を実施する。一次審査における受付審査、資格審査及び支給量審査にて、問題ないと判定された請求情報については、正常とする。また、各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないものについては、国保連合会の審査による返戻として処理する。

また、警告からエラーへの段階的な移行や、よりきめ細かくチェックできるようチェック内容の見直し、さらには市町村等において特に確認が必要となる警告を「警告(重度)」として区別する。

2-3 点検内容の拡充

現在、国保連合会の事務点検で実施できていないチェックのうち、機械的にチェック可能なものについて、チェック内容を拡充し、一次審査を的確に実施できるようにする。

2-4 査定の導入

障害者総合支援においても新たに査定を導入することが考えられる。

ただし、査定を導入するにあたっては、決定支給量のあり方を明確にして、市町村等における運用の統一化を図る等の諸課題について検討する必要がある。

1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

対応3 一次審査結果資料等の作成

3-1 一次審査結果資料の作成

国保連合会による一次審査の結果を市町村等へ提供するため、新たに「一次審査結果資料」を作成する。
さらに、市町村等における二次審査を効率的に実施できるようにするため、一次審査結果資料に出力する項目やメッセージ内容について、既存の審査用資料の内容を基に見直しを行う。

3-2 審査事務に係る事務処理マニュアルの作成

国保連合会から市町村等へ提供される一次審査結果資料の見方、一次審査で発生する警告及びエラーの原因や対応方法、さらには二次審査の観点等を記載した、審査事務に係る事務処理マニュアルを作成する。

対応4 台帳情報整備の改善

4-1 台帳情報整備期間の前倒し

台帳誤り等を早期に解消することで、一次審査でのエラー対応や審査期間中の作業負荷の低減を図るため、市町村・都道府県による台帳情報整備を前倒しして実施する。

4-2 台帳情報等参照機能の追加

台帳整備で発生するエラー、または事務点検による警告やエラーへの対応を円滑に実施できるようにするため、市町村や都道府県においても、国保連合会に登録されている台帳情報を参照できるようにし、さらに登録や修正ができる仕組みを構築する。

また、事業所からの請求情報についても参照できるようにする。

4-3 台帳整備に係る事務処理マニュアルの作成

国保連合会に登録する各種台帳情報の整備方法、台帳整備で発生するエラーの原因や対応方法等を記載した、市町村や都道府県向けの台帳整備に係る事務処理マニュアルを作成する。

1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

対応5 自治体職員等への研修

5-1 自治体・国保連合会新規担当職員等への研修

自治体・国保連合会の新規担当職員等に対し、制度の全体概要、各種台帳情報の整備方法、給付費等の請求から支払までの事務の流れ等、障害者総合支援に係る給付事務を行う上で必要となる業務知識の習得を目的とした研修を実施する。

5-2 事業者への研修

制度内容や請求方法に関する事業者の理解度を向上させ、請求情報作成時のミスを減らし、一次審査での警告やエラーの発生を未然に防止するため、事業者向けの研修を実施する。(例えば、eラーニング等)

1. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

4. 審査支払事務の見直しに向けた対応スケジュール

○ 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けては、以下のとおり対応を予定している。

 : 国保連合会システムリリース  : マニュアルのリリース ※複数存在する場合、段階的なリリースを指す

No	対応内容		実施時期							
			平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
1	請求時の機能強化	請求時の点検機能強化	検討							
2		事業所台帳情報参照機能の追加	検討							
3	一次審査等の実施	仮点検の活用	仮点検実施の推奨／実施フォロー							
4		点検機能の強化（一部制度の取扱いを受けた対応を含む）	検討							
5		警告からエラーへの移行	検討							
6		点検内容の拡充	検討							
7		査定の導入（支給量管理のあり方等の各種課題に対する検討を含む）	課題の検討		平成30年度下期以降は、現時点での想定。 実施時期については、課題の検討状況を踏まえて検討					
8	一次審査結果資料等の作成	一次審査結果資料の作成	検討							
9		事務処理マニュアルの作成（審査事務及び台帳整備）	検討		 （暫定版）	 （初版）	 （改版）		 （改版）	
10	台帳情報整備の改善	台帳情報整備期間の前倒し	運用の見直し及び周知							
11		台帳情報等参照機能の追加				検討				
12	自治体職員・国保連合会職員への研修		研修内容の検討			研修の実施				
13	事業者への研修		パンフレットの作成・配布			研修テキストの整備		eラーニングの実施		

このページは空白です。

2. 平成30年度からの審査支払事務の実施に向けた対応について

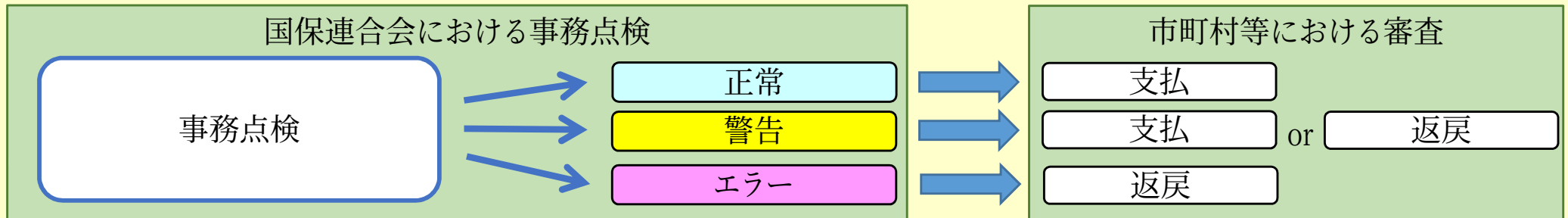
このページは空白です。

2. 平成30年度からの審査支払事務の実施に向けた対応について

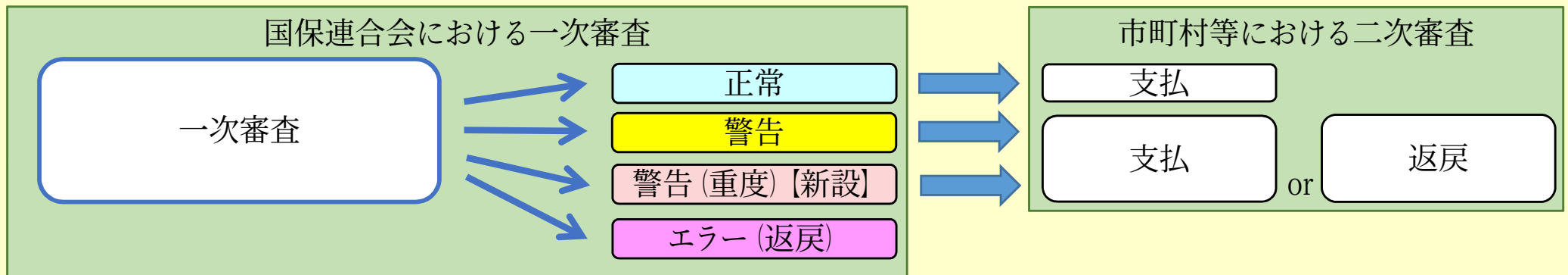
(1) 国保連合会と市町村等の審査の範囲（役割分担）

- 国保連合会においては、障害福祉サービス事業所等からの給付費請求に対し、都道府県等が作成する事業所台帳、市町村等が作成する受給者台帳と照らし合わせ一次審査（受付審査、資格審査、支給量審査）を行い、その結果問題ないと判定された請求情報については正常とする。また、各種台帳情報との不整合については、「エラー（返戻）」とする。さらに、これまで行っていた事務点検で「警告」とされていたもののうち、事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容と明らかに不整合であるものや報酬算定ルールに則していないものについては「エラー（返戻）」とする。
- 一次審査の結果、判断がつかないものについては「警告（重度）」、または「警告」とし、市町村等における二次審査において、支払とするか「返戻」とするかの判断等を行うことになる。また、一次審査で正常と判断された場合も、二次審査で確認を行う。

【改正法施行以前】



【改正法施行以降】

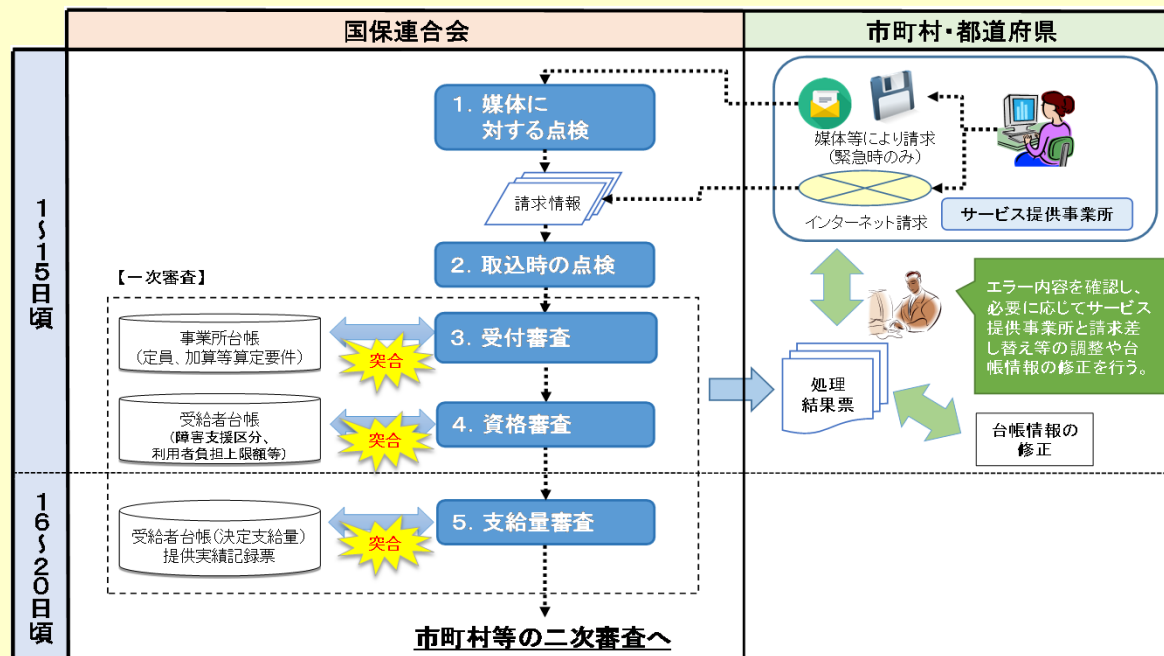


2. 平成30年度からの審査支払事務の実施に向けた対応について

(2) 一次審査の概要

○ 国保連合会で実施する一次審査(受付審査、資格審査、支給量審査)の内容は、以下のとおり。

- ※ 受付審査 : 主に請求情報内の整合性確認及び市町村台帳、事業所台帳等と突合し、事業所の体制や報酬算定ルールに基づいていることを確認する。
- 資格審査 : 主に受給者台帳と突合し、支給決定の内容に基づいていることを確認する。
- 支給量審査 : サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限額が正しく管理されていることを確認する。
また、サービス提供実績記録票との突合によるチェックを実施する。



○ 効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、国保連合会の一次審査において、新たに以下の対応を行う。

実施項目	国保連合会にて新たに実施する内容
「警告」から「エラー」への移行	事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容との不一致等、これまで「警告」とし、市町村にて審査していたもののうち、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保連合会の審査で「エラー(返戻)」とする。
「警告(重度)」の追加	報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係し、機械的に判断ができないものなど、市町村の二次審査において確認が必要なものについて、「警告(重度)」と区分する。
審査内容の拡充	これまでの事務点検ではチェックを行わず、市町村の審査においてチェックしていたもののうち、機械的にチェックができるものについて、チェック内容を拡充する。 例: 同一日・同一利用時間帯での重複サービス利用がないことのチェック 同一世帯に複数児童がいる場合の上限額管理内容のチェック など

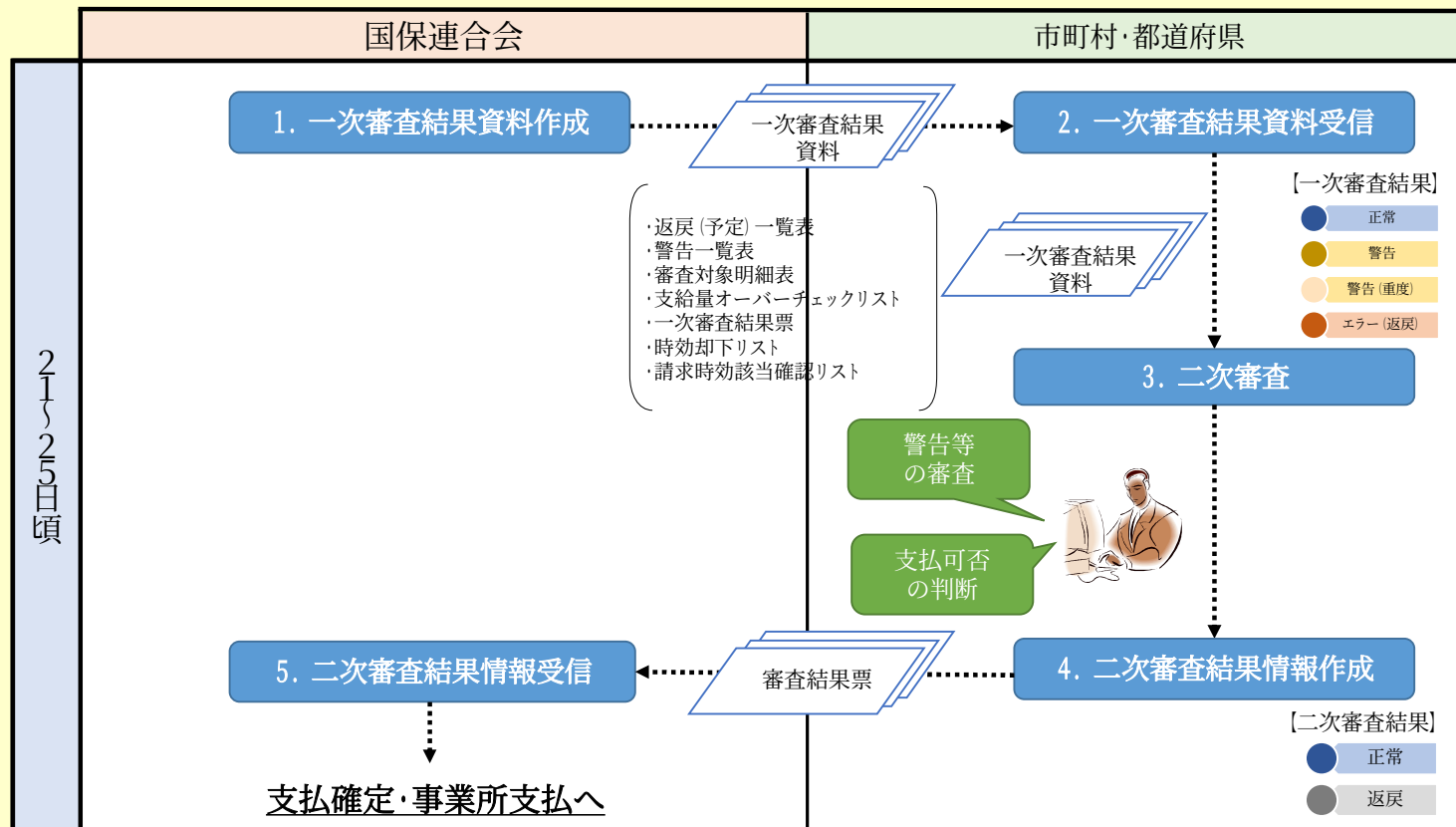
2. 平成30年度からの審査支払事務の実施に向けた対応について

(3) 二次審査の概要

- 市町村等では、国保連合会から提供される一次審査結果資料をもとに二次審査を実施する。
国保連合会の一次審査の結果、市町村等において特に確認が必要なものについては「警告(重度)」として「警告」と区分し提供されるため、重点的に確認する。

(「警告(重度)」の例)

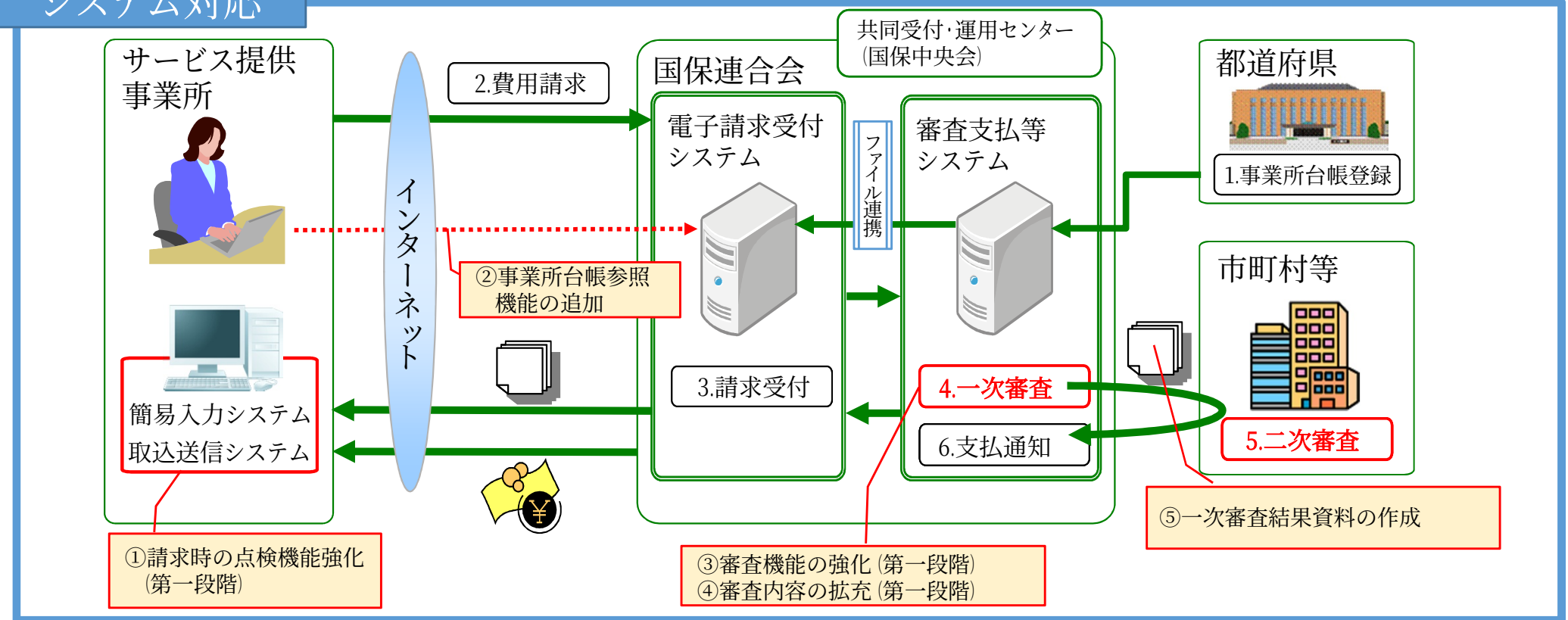
- ・報酬の算定ルール上、市町村の裁量となっているもの
- ・複数事業所が関係する請求であり、どの事業所の請求が誤っているのか機械的に判断することができないもの



2. 平成30年度からの審査支払事務の実施に向けた対応について

○ 平成30年度からの国保連合会での審査事務の開始（第一段階の実施）に向けては、以下の対応を行う。

システム対応



システム外対応



2. 平成30年度からの審査支払事務の実施に向けた対応について

	項目	対応内容
サービス提供事業所	①請求時の点検機能強化(第一段階)	・簡易入力システムについて、以下の対応を行うことで点検機能を強化する。 ・請求情報の入力画面での点検や請求情報作成時の点検を追加する。 ・入力したサービス提供実績記録票の情報から請求明細書の情報を自動作成する機能の対応範囲を拡充する。 ・国保連合会のシステムで新たに追加するチェックについて、対応可能な範囲で点検強化を行う。 ・取込送信システムについて、単位数表マスタとの突合チェックに係る点検機能を強化する。
	②事業所台帳参照機能の追加	サービス提供事業所が届出の内容を確認した上で請求情報を作成し、また返戻となった請求情報に対する警告やエラー原因を特定しやすくするため、国保連合会に登録されている事業所台帳情報を電子請求受付システムから参照できるようにする。
国保連合会	③審査機能の強化(第一段階)	・事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容との不一致等、これまで「警告」とし、市町村にて審査していたもののうち、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保連合会の審査で「エラー(返戻)」とする。 - エラーへ移行対象となるエラーコードについては、 「<u>【補足】第一段階(平成30年度下期)の移行対象エラーコード(案)について</u>」を参照。 ・報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係するため、判断ができないものなど、市町村の二次審査において確認が必要なものについて、「警告(重度)」と区分する。
	④審査内容の拡充(第一段階)	これまでの事務点検ではチェックを行わず、市町村の審査においてチェックしていたもののうち、機械的にチェックができるものについて、チェック内容を拡充する。 例: 同一日・同一利用時間帯での重複サービス利用がないことのチェック 同一世帯に複数児童がいる場合の上限額管理内容のチェック など
	⑤一次審査結果資料の作成	市町村における二次審査を効率的に行うことができるようにするため、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージをよりわかりやすい内容に見直す等、国保連合会の一次審査の結果として市町村に提供する資料の内容を充実する。
サービス提供事業所・国保連合会・市町村等	⑥事務処理マニュアルの作成	市町村等向けに、台帳整備や審査事務に係る事務処理マニュアル(初版)を作成する。
	⑦自治体職員等向けの研修	・自治体及び国保連合会の新任担当職員向けに、障害者総合支援に係る給付事務を行う上で必要となる業務知識の習得を目的とした研修を実施する。 ・事業者向けに、正しい請求を行うためのポイント等をまとめた小冊子を作成する。

2. 平成30年度からの審査支払事務の実施に向けた対応について

○ 平成30年度からの国保連合会での審査事務の開始（第一段階の実施）に向けたスケジュールは、以下のとおり。

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
国	説明会等	★10/2 障害者総合支援合同担当者説明会			★12月～2月（予定） 市町村等向けブロック別説明会		★2月～3月（予定） 障害者総合支援合同担当者説明会	
	平成30年度 制度改正・障害福祉 サービス等報酬改定	現時点では未定。						★報酬改定施行
	審査支払事務の 見直し		審査支払規則例の提示			省令案等の提示	省令・告示の公布 事務処理要領等の提示	★改正法施行
国保中央会		平成30年度制度改正・障害福祉サービス等報酬改定及び審査支払事務の見直しに係るシステム改修						★4月 リリース（予定）
			★11/24 事前検証対応 （先行検証対象連合会） リリース（予定）		★12月 事前検証対応 （全国連合会） リリース（予定）	支払等システム リリース 電子請求受付システム 取込送信システム 簡易入力システム リリース	ベンダテスト	
都道府県		平成30年度制度改正・障害福祉サービス等報酬改定及び審査支払事務の見直しに係るシステム改修						
							ベンダテスト	
市町村		平成30年度制度改正・障害福祉サービス等報酬改定及び審査支払事務の見直しに係るシステム改修						
							ベンダテスト	
障害福祉サービス等 事業者		平成30年度制度改正・障害福祉サービス等報酬改定及び審査支払事務の見直しに係るシステム改修						
							ベンダテスト	

3. 審査支払事務の見直しに係る

インタフェース仕様書(案)の主な変更点について

このページは空白です。

3. 審査支払事務の見直しに係るインタフェース仕様書(案)の主な変更点について

審査支払事務の見直しに係るシステム対応等に伴い、各システム間のインタフェースについても所要の見直しを行う。

なお、制度改正及び報酬改定対応に伴う見直しについては、内容が確定次第、別途反映予定。
インタフェース仕様書(案)の主な変更点は、以下のとおり。

■ 共通編

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
審査支払事務の見直し等対応	全体	以下の名称を変更 ・「支払等システム」⇒「 <u>審査支払等システム</u> 」 ・「 <u>事務点検</u> 」⇒「 <u>一次審査</u> 」 ・「 <u>エラー</u> 」⇒「 <u>返戻(予定)</u> 」 等
	インタフェース一覧	以下の名称を変更 ・「 <u>事務点検</u> 」、「 <u>点検</u> 」⇒「 <u>一次審査</u> 」 ・「 <u>審査</u> 」⇒「 <u>二次審査</u> 」 ・「 <u>都道府県等審査用</u> 」、「 <u>市町村審査用</u> 」⇒「 <u>一次審査結果</u> 」 等 以下のインタフェースを追加 ・「 <u>審査対象明細表</u> 」 ・「 <u>審査対象明細表情報</u> 」 ・「 <u>利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童)</u> 」 モニタリング情報に関するインタフェースを追加
	法人等種別コード	以下の内容を変更 ・「04: <u>民法法人(社団・財団)</u> 」⇒「04: <u>社団・財団</u> 」

3. 審査支払事務の見直しに係るインタフェース仕様書(案)の主な変更点について

■都道府県編

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
審査支払事務の見直し等対応	全体	以下の名称を変更 ・「<u>事務点検</u>」、「<u>点検</u>」⇒「<u>一次審査</u>」 ・「<u>審査</u>」⇒「<u>二次審査</u>」 ・「<u>エラー</u>」⇒「<u>返戻(予定)</u>」 ・「<u>都道府県等審査用</u>」⇒「<u>一次審査結果</u>」 ・「<u>都道府県等審査結果資料</u>」⇒「<u>二次審査結果</u>」 等 一次審査結果として、「警告(重度)」を追加
	事業所情報(サービス情報)	以下の項目を追加 ・「指定管理者制度適用区分」 ・「支所コード」 「サービス提供単位番号」について、宿泊型自立訓練サービスにおいても設定可能とするよう変更
	障害児施設情報(サービス情報)	以下の項目を追加 ・「指定管理者制度適用区分」 ・「支所コード」 ・「送迎加算(重度)の有無」 以下の項目名を変更 ・「有資格者配置の有無」⇒「<u>児童指導員等配置加算の有無</u>」 ・「<u>専門訪問支援員体制</u>の有無」⇒「<u>訪問支援員特別加算の有無</u>」

3. 審査支払事務の見直しに係るインタフェース仕様書(案)の主な変更点について

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
審査支払事務の見直し等対応	一次審査結果資料情報	「一次審査済サービス提供実績記録票情報 基本情報レコード」に、以下の項目を追加 ・提供実績の合計2・緊急時対応加算(回) ・提供実績の合計2・初回加算(回) ・提供実績の合計2・福祉専門職員等連携加算(回) ・提供実績の合計2・行動障害支援連携加算(回) ・提供実績の合計2・行動障害支援指導連携加算(回) ・提供実績の合計2・医療連携体制加算(回) ・提供実績の合計2・緊急短期入所受入加算(回) ・提供実績の合計2・単独型加算(一定の条件を満たす場合)(回) ・提供実績の合計2・重度障害者支援加算(一定の条件を満たす場合)(回) ・提供実績の合計2・事業所内相談支援加算(回) 「一次審査済サービス提供実績記録票情報 明細情報レコード」に、以下の項目を追加 ・緊急時対応加算 ・初回加算 ・福祉専門職員等連携加算 ・行動障害支援連携加算 ・行動障害支援指導連携加算 ・医療連携体制加算 ・緊急短期入所受入加算 ・単独型加算(一定の条件を満たす場合) ・重度障害者支援加算(一定の条件を満たす場合) ・事業所内相談支援加算 ・利用人数 「一次審査済利用者負担上限額管理結果票情報」に、以下のインタフェースを追加 ・「利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童)」 以下のインタフェースのレイアウトを変更 ・「返戻(予定)一覧」 ・「支給量オーバーチェックリスト」等 以下のインタフェースを追加 ・「審査対象明細表」 ・「審査対象明細表情報」

3. 審査支払事務の見直しに係るインタフェース仕様書(案)の主な変更点について

■市町村編

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
審査支払事務の見直し等対応	全体	以下の名称を変更 ・「<u>事務点検</u>」、「<u>点検</u>」⇒「<u>一次審査</u>」 ・「<u>審査</u>」、「<u>市町村審査</u>」⇒「<u>二次審査</u>」 ・「<u>エラー</u>」⇒「<u>返戻(予定)</u>」 ・「<u>市町村審査用</u>」⇒「<u>一次審査結果</u>」 ・「<u>市町村審査結果資料</u>」、「<u>都道府県等審査結果資料</u>」⇒「<u>二次審査結果</u>」 ・「<u>支払手数料払込請求書</u>」⇒「<u>審査支払手数料払込請求書</u>」等 一次審査結果として、「警告(重度)」を追加
	受給者情報	「基本情報」に、以下の項目を追加 ・「<u>国庫負担基準単位集計区分</u>」 モニタリング情報に関するインタフェースを追加
	障害児支援受給者情報	モニタリング情報に関するインタフェースを追加

3. 審査支払事務の見直しに係るインタフェース仕様書(案)の主な変更点について

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
審査支払事務の見直し等対応	一次審査結果資料情報	「一次審査済サービス提供実績記録票情報 基本情報レコード」に、以下の項目を追加 ・提供実績の合計2・緊急時対応加算(回) ・提供実績の合計2・初回加算(回) ・提供実績の合計2・福祉専門職員等連携加算(回) ・提供実績の合計2・行動障害支援連携加算(回) ・提供実績の合計2・行動障害支援指導連携加算(回) ・提供実績の合計2・医療連携体制加算(回) ・提供実績の合計2・緊急短期入所受入加算(回) ・提供実績の合計2・単独型加算(一定の条件を満たす場合)(回) ・提供実績の合計2・重度障害者支援加算(一定の条件を満たす場合)(回) ・提供実績の合計2・事業所内相談支援加算(回) 「一次審査済サービス提供実績記録票情報 明細情報レコード」に、以下の項目を追加 ・緊急時対応加算 ・初回加算 ・福祉専門職員等連携加算 ・行動障害支援連携加算 ・行動障害支援指導連携加算 ・医療連携体制加算 ・緊急短期入所受入加算 ・単独型加算(一定の条件を満たす場合) ・重度障害者支援加算(一定の条件を満たす場合) ・事業所内相談支援加算 ・利用人数 以下のインタフェースのレイアウトを変更 ・「返戻(予定)一覧」 ・「支給量オーバーチェックリスト」等 「一次審査済利用者負担上限額管理結果票情報」に、以下のインタフェースを追加 ・「利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童)」 以下のインタフェースを追加 ・「審査対象明細表」 ・「審査対象明細表情報」

3. 審査支払事務の見直しに係るインタフェース仕様書(案)の主な変更点について

■ サービス事業所編

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
審査支払事務の見直し等対応	全体	以下の名称を変更 ・「点検」⇒「審査」 ・「審査」⇒「二次審査」 等
	利用者負担上限額管理結果票情報	以下のインタフェースを追加 ・「利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童)」
	サービス提供実績記録票情報	「基本情報レコード」に、以下の項目を追加 ・提供実績の合計2・緊急時対応加算(回) ・提供実績の合計2・初回加算(回) ・提供実績の合計2・福祉専門職員等連携加算(回) ・提供実績の合計2・行動障害支援連携加算(回) ・提供実績の合計2・行動障害支援指導連携加算(回) ・提供実績の合計2・医療連携体制加算(回) ・提供実績の合計2・緊急短期入所受入加算(回) ・提供実績の合計2・単独型加算(一定の条件を満たす場合)(回) ・提供実績の合計2・重度障害者支援加算(一定の条件を満たす場合)(回) ・提供実績の合計2・事業所内相談支援加算(回) 「明細情報レコード」に、以下の項目を追加 ・緊急時対応加算 ・初回加算 ・福祉専門職員等連携加算 ・行動障害支援連携加算 ・行動障害支援指導連携加算 ・医療連携体制加算 ・緊急短期入所受入加算 ・単独型加算(一定の条件を満たす場合) ・重度障害者支援加算(一定の条件を満たす場合) ・事業所内相談支援加算 ・利用人数

4. 審査支払事務の見直しに向けた準備について

このページは空白です。

4. 審査支払事務の見直しに向けた準備について

(1) 規則等の改正について

- 現在、国保連合会に給付費の支払事務を委託している市町村（障害児入所給付費については、都道府県等）については、平成30年度以降、審査支払事務を委託することになる。これに伴い、国保連合会規則例等について改定案を整理中であり、年内に通知する予定。（別添を参照。）
- 都道府県・市町村と国保連合会との間で適切に委託契約を行っていただきたい。

4. 審査支払事務の見直しに向けた準備について

(2) 委託手数料について

- 平成30年度からの国保連合会において行う、審査支払事務では、以下のような業務を実施することとなる。
- 障害福祉サービス費等の委託手数料については、これまで、総務省の「地方財政計画及び地方交付税単位費用積算基礎」に、請求明細書1枚あたり210円(基本手数料)の額が計上されている。
- 今般の改正に伴い、国保連合会における審査業務等の増加が見込まれる。これに伴う審査支払事務の委託手数料の見直しに当たっては、国保連合会と都道府県・市町村との間で十分な調整を行い、実情を踏まえた適切な対応をお願いする。
- 平成30年度概算要求においては、小規模連合会対策としての対応を検討している。

<国保連合会における審査事務にて新たに実施する内容>

実施項目	国保連合会にて新たに実施する内容
「警告」から「エラー」への移行	事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容との不一致等、これまで「警告」とし、市町村にて審査していたもののうち、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保連合会の審査で「エラー(返戻)」とする。
「警告(重度)」の追加	報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係し、機械的に判断ができないものなど、市町村の二次審査において確認が必要なものについて、「警告(重度)」と区分する。
審査内容の拡充	これまでの事務点検ではチェックを行わず、市町村の審査においてチェックしていたもののうち、機械的にチェックができるものについて、チェック内容を拡充する。 例: 同一日・同一利用時間帯での重複サービス利用がないことのチェック 同一世帯に複数児童がいる場合の上限額管理内容のチェック など
一次審査結果資料の作成	市町村における二次審査を効率的に行うことができるようにするため、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージをよりわかりやすい内容に見直す等、国保連合会の一次審査の結果として市町村に提供する資料の内容を充実する。
事業所台帳情報参照機能追加	システムに登録されている事業所台帳情報に関するサービス提供事業所からの照会や都道府県との調整

4. 審査支払事務の見直しに向けた準備について

(3) 市町村等向けブロック別説明会について

○平成30年度からの審査支払事務の実施に向け、以下のとおりブロック別説明会の開催を予定している。

No.	項目	内容
1	目 的	平成30年4月の改正障害者総合支援法の施行を受け、国保連合会にて一次審査を実施し、市町村等においては国保連合会の一次審査結果を踏まえ二次審査を実施することとなる。平成30年度からの障害福祉サービス等の給付費等に係る審査支払事務の効果的、効率的な実施に向け、業務が円滑に行われるよう担当職員の理解を深めることを目的とする。
2	対象者	都道府県、市町村及び国保連合会の担当職員
3	実施時期	平成29年12月～平成30年2月ごろを予定
4	説明内容	・審査支払事務の見直しに向けた対応スケジュール ・障害福祉サービス等にかかる給付費の審査支払事務の見直しについて ・審査支払事務の見直しによるシステムの対応について ・国保連合会で実施する一次審査について ・一次審査結果資料等の内容について ・市町村等で実施する二次審査について ・事業所台帳及び受給者台帳の整備について ・その他審査支払事務の見直しに向けた対応について など

4. 審査支払事務の見直しに向けた準備について

(4) その他

【事業所台帳及び受給者台帳の整備について】

- 国保連合会における一次審査が適切に実施されるようにするため、都道府県等は事業所台帳を市町村等は受給者台帳を毎月1日から10日の間に確実に整備する必要がある。効果的・効率的に審査支払事務を実施するため、期限内での確実な台帳整備をお願いしたい。

【サービス提供事業所への周知について】

- 審査支払事務の見直しにより、「警告」から「エラー」への移行、審査内容の拡充、請求時の点検機能強化、事業所台帳情報参照機能追加等が行われることから、都道府県等は国保連と協力の上、障害福祉サービス事業所等に対し、請求処理が円滑に行われるよう、周知いただきたい。

5. 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ & Aについて

このページは空白です。

5. 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&Aについて

No	区 分	質 問	回 答	備 考
1	審査支払事務の見直し	平成30年4月に改正法が施行されるが、国保連合会における一次審査も平成30年4月から開始されるという認識でよろしいか。	国保連合会における一次審査は、平成30年4月サービス提供分が請求される平成30年5月より開始することになる。 平成30年4月までは、現行通りの運用となる。	新規
2	審査支払事務の見直し	平成30年度から審査を開始するにあたり、介護保険における給付費審査委員会にあたるものの設置は必要か。	障害者総合支援法等において規定がされていないことから、審査委員会の設置は不要となる。	新規

このページは空白です。

【補足】第一段階（平成30年度下期）の
移行対象エラーコード（案）について

このページは空白です。

【補足】第一段階 (平成30年度下期) の移行対象エラーコード (案) について

第一段階 (平成30年度下期) の移行対象エラーコード (案) 一覧

- 第一段階 (平成30年度下期) の移行対象エラーコードは、以下のとおり。
研究会報告書の提言を受け、エラーコードのメッセージについても見直しを行うため、一覧上は現行のメッセージと見直し後のメッセージを併記している。(チェック要件を細分化した新規エラーコードの「メッセージ (現行)」列には、細分化前のエラーコードのメッセージを記載)

No	エラーコード	メッセージ (現行)	メッセージ (見直し後)
1	EE31	※受付:明細情報に一致するサービス種類が日数情報に存在なし	★受付:明細情報の「サービスコード」に該当する「サービス種類」が日数情報に存在していません
2	EE34	※受付:利用日数管理票・原則日数総和が各月原則日数の合計超過	★受付:請求明細書の利用日数管理票の「原則日数の総和」が「対象期間 (開始)」から「対象期間 (終了)」の原則日数の合計を超えています
3	EE35	※受付:モニタリング日が記載されていません	★受付:モニタリング日が設定されていません
4	EF21	※受付:集中支援加算と退院・退所月加算は併給できません	★受付:集中支援加算と退院・退所月加算は同一月に算定できません
5	EJ28	※受付:上限額管理事業所の項番が1になっていません	★受付:上限額管理結果票の項番1以外に上限額管理事業所 (相談支援事業所以外) が設定されています
6	EJ29	※受付:日数情報の利用日数がサービス利用日数を超過しています	★受付:請求額集計欄の「サービス利用日数」の合計が「サービス開始日等・利用日数」を超えています
7	EL03	※受付:サービス開始年月日がサービス提供年月より以降です	★受付:請求明細書の「開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています
8	EL04	※受付:サービス終了年月日とサービス提供年月の関係が不正です	★受付:請求明細書の「終了年月日」に「サービス提供年月」以前、または以降の年月が設定されています
9	EL05	※受付:契約開始年月日がサービス提供年月より以降です	★受付:請求明細書の「契約開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています
10	EL06	※受付:契約終了年月日がサービス提供年月より以前です	★受付:請求明細書の「契約終了年月日」に「サービス提供年月」以前の年月が設定されています
11	EL07	※受付:開始年月日と終了年月日の関係に誤りがあります	★受付:請求明細書の「開始年月日」に「終了年月日」以降の年月日が設定されています
12	EL09	※受付:モニタリング日の年月がサービス提供年月と一致しません	★受付:相談支援給付費請求書の「モニタリング日」が「サービス提供年月」と一致していません
13	EL10	※受付:当月の利用日数が当該月の日数を超過しています	★受付:請求明細書の「利用日数」が当該月の日数を超過しています
14	EL11	※受付:利用日数が実日数を超過しています	★受付:請求明細書の「利用日数」が「開始年月日」及び「終了年月日」から算出した日数を超過しています
15	EL12	※受付:日数合計が当該月の日数を超過しています	★受付:請求明細書の「利用日数」「入院日数」「外泊日数」を合計した日数が当該月の日数を超過しています

※エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる (次ページ以降も同様の整理)

【補足】第一段階 (平成30年度下期) の移行対象エラーコード (案) について

No	エラーコード	メッセージ (現行)	メッセージ (見直し後)
16	EL19	※受付:利用日数特例の期間が3ヶ月以上1年以内ではありません	★受付:請求明細書の利用日数管理票の「対象期間 (開始)」から「対象期間 (終了)」の期間が3ヶ月以上1年以内ではありません
17	EL20	※受付:入所中算定日と退所日の関係に誤りがあります	★受付:地域移行加算の「入所中算定日 (年月日)」が「退所日 (年月日)」以降の日付となっています
18	EL21	※受付:入所中算定日とサービス提供年月の関係に誤りがあります	★受付:地域移行加算の「入所中算定日 (年月日)」が「サービス提供年月」と一致していません
19	EL22	※受付:地域移行加算の退所後算定日が正しい日付ではありません	★受付:地域移行加算の「退所後算定日 (年月日)」が「退所日 (年月日)」以前、または30日を超えた日付となっています
20	EL23	※受付:入院日数が当該月の日数を超過しています	★受付:「入院日数」が当該月の日数を超過しています
21	EL24	※受付:外泊日数が当該月の日数を超過しています	★受付:「外泊日数」が当該月の日数を超過しています
22	EL54	※受付:退所日がサービス提供年月の翌月以降です	★受付:実績記録票の「退所日 (年月日)」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています
23	EL56	※受付:サービス提供年月が利用日数の特例対象期間外です	★受付:請求明細書の「サービス提供年月」が利用日数管理票の対象期間外です
24	EL57	※受付:明細の日付が利用開始日より前日付です	★受付:実績記録票の「日付」が「利用開始日 (年月日)」以前の請求は受付できません
25	EL58	※受付:退所後算定日と退所日の関係に誤りがあります	★受付:実績記録票の「退所後算定日 (年月日)」が設定されている場合、「退所日 (年月日)」の設定が必要です
26	EL72	※受付:自立生活支援加算の退居後算定日が正しい日付ではありません	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が「退居日」より過去、または30日を超えた日付となっています
27	EL73	※受付:入居中算定日と退居日の関係に誤りがあります	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「入居中算定日」が「退居日」を過ぎています
28	EL74	※受付:入居中算定日とサービス提供年月の関係に誤りがあります	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「入居中算定日」の年月が「サービス提供年月」と一致していません
29	EL75	※受付:退居日がサービス提供年月の翌月以降です	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居日」が「サービス提供年月」の翌月以降です
30	EL76	※受付:退居後算定日と退居日の関係に誤りがあります	★受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が設定されている場合、「退居日」の設定が必要です
31	PA30	※受付:生活訓練利用期間に応じた請求ではありません	★受付:生活訓練サービスの利用期間に応じた請求ではありません
32	PA33	※受付:移動介護加算の算定可能回数を超過しています	★受付:移動介護加算の「回数」を合計した回数が当該月の日数を超過しています
33	PA60	※受付:初期加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:初期加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です
34	PA61	※受付:入所時特別支援加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:入所時特別支援加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です
35	PA72	※受付:初回加算がサービス開始年月以外で算定されています	★受付:初回加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月であることが必要です

【補足】第一段階 (平成30年度下期) の移行対象エラーコード (案) について

No	エラーコード	メッセージ (現行)	メッセージ (見直し後)
36	PA81	※受付:短期利用加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:短期利用加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその翌月であることが必要です
37	PB57	※受付:福祉専門職員等連携加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:福祉専門職員等連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から90日以内の年月であることが必要です
38	PB58	※受付:行動障害支援連携加算のサービス開始年月日が不正です	★受付:行動障害支援連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から30日以内の年月であることが必要です
39	PB61	※受付:緊急短期入所受入加算について開始年月以外の請求です	★受付:緊急短期入所受入加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月であることが必要です
40	PB77 (PB48)	※受付:送迎加算の算定要件が一致しません	★受付:事業所台帳の「送迎加算の有無」が「有り」のため、送迎加算 (I) 及び送迎加算 (II) は算定できません
41	PJ64	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から90日以内	★受付:有期有目的 (91~181日目) の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から91~180日の年月であることが必要です
42	PJ65	※受付:有期・有目的期間 (90日以内) の算定可能回数を超過	★受付:有期有目的 (最初の90日) の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超過しています
43	PJ66	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から91日以上経過	★受付:有期有目的 (最初の90日) の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から90日目の年月以前であることが必要です
44	PJ67	※受付:有期・有目的期間 (180日以内) の算定可能回数を超過	★受付:有期有目的 (91日目から181日目) の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超過しています
45	PJ68	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から181日以上経過	★受付:有期有目的の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から180日目の年月以前であることが必要です
46	PJ69	※受付:有期・有目的期間 (181日以上) の算定可能回数を超過	★受付:有期有目的 (181日目) の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算して181日目から月末までの日数を超過しています
47	PJ78	※受付:有期・有目的期間について開始年月日から180日以内	★受付:有期有目的 (181日目以降) の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から181日目の年月以降であることが必要です
48	PP10	※支給量:合計算定日数 (日) が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「合計 算定日数 (日)」と一致していません
49	PP13	※支給量:家庭連携加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:明細書の家庭連携加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算 (回) (算定回数)」と一致していません
50	PP16	※支給量:実費算定額が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の「実費算定額」が実績記録票の実費算定の合計の「実費合計額 (円)」と一致していません
51	PP17	※支給量:地域移行加算が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の地域移行加算の「回数」の合計が実績記録票の地域移行加算の算定回数と一致していません
52	PP18	※支給量:訪問支援特別加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:明細書の訪問支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算 (回) (算定回数)」と一致していません
53	PP22	※支給量:食事提供加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の食事提供加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「食事提供加算 (回)」と一致していません

【補足】第一段階 (平成30年度下期) の移行対象エラーコード (案) について

No	エラーコード	メッセージ (現行)	メッセージ (見直し後)
54	PP23	※支給量:入院時支援特別加算回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の入院時支援特別加算の「回数」の合計が実績記録票の「入院時支援特別加算 (回) (算定回数)」と一致していません
55	PP24	※支給量:帰宅時支援加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:明細書の帰宅時支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算 (回) (算定回数)」と一致していません
56	PP25	※支給量:自立生活支援加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自立生活支援加算の「回数」の合計が実績記録票の自立生活支援加算の算定回数と一致していません
57	PP26	※支給量:夜間支援体制加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の夜間支援体制加算の「回数」の合計が実績記録票の夜間支援体制加算の算定回数と一致していません
58	PP28	※支給量:初期加算の日数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の初期加算の「回数」の合計が実績記録票の初期加算の「当月算定日数 (日)」と一致していません
59	PP30	※支給量:通所型 (回数) が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自立訓練の通所型の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「通所型 (回)」と一致していません
60	PP31	※支給量:自活訓練加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自活訓練加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「自活訓練加算 (回)」と一致していません
61	PP32	※支給量:入所時特別支援加算日数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の入所時特別支援加算の「回数」の合計が実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数 (日)」と一致していません
62	PP34	※支給量:訪問型1時間未満 (回数) が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自立訓練の訪問型 (1時間未満) の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間未満 (回)」と一致していません
63	PP35	※支給量:訪問型1時間以上 (回数) が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の自立訓練の訪問型 (1時間以上) の「回数」の合計が実績記録票の「訪問型 1時間以上 (回)」と一致していません
64	PP36	※支給量:重度包括支援の単位数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:重度包括支援の単位数が実績記録票と請求明細書で一致していません
65	PP38	※支給量:日中支援加算回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の日中支援加算の「回数」の合計が実績記録票の日中支援加算の算定回数と一致していません
66	PP39	※支給量:移動介護分の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:重度訪問介護の移動介護分の回数が実績記録票と請求明細書で一致していません
67	PP41	※支給量:明細書の入院・外泊時加算回数が実績記録票を超過	★支給量:請求明細書の入院・外泊時加算の「回数」の合計が実績記録票の入院・外泊時加算の算定回数と一致していません
68	PP46	※支給量:欠席時対応加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書の欠席時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の欠席時対応加算の算定回数と一致していません
69	PP48	※支給量:合計算定回数計が実績記録票と明細書で不一致	★支給量:請求明細書のサービス提供量が実績記録票の算定回数の合計と一致していません
70	PP51	※支給量:特定障害者特別給付費・給付費請求額の合計が上限額を超過	★支給量:請求明細書の特定障害者特別給付費の「給付費請求額」の合計が助成上限額 (10,000円) を超えています

【補足】第一段階 (平成30年度下期) の移行対象エラーコード (案) について

No	エラーコード	メッセージ (現行)	メッセージ (見直し後)
71	PP55	※支給量: 集中支援加算の算定要件の回数を満たしていません	★支給量: 地域移行集中支援加算を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数 (日)」が6日以上であることが必要です
72	PP56	※支給量: 退院・退所月加算が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 地域移行退院・退所月加算を算定する場合、実績記録票の地域移行加算の「退所日 (年月日)」の設定が必要です
73	PP57	※支給量: 緊急時支援の回数が実績記録票と明細で不一致	★支給量: 請求明細書の緊急時支援の「回数」の合計が実績記録票の緊急時支援の算定回数の合計と一致していません
74	PP59	※支給量: 合計算定日数 (日) が正しく設定されていません	★支給量: 請求明細書の地域移行の「回数」の合計が「1」以上の場合、実績記録票の「合計 算定日数 (日)」は「2」以上であることが必要です
75	PP61	※支給量: 授業の終了後に行う場合の回数が実績記録票と明細で不一致	★支給量: 請求明細書の授業後に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の授業の終了後に行う場合の算定回数と一致していません
76	PP62	※支給量: 休業日に行う場合の回数が実績記録票と明細で不一致	★支給量: 請求明細書の休業日に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の休業日に行う場合の算定回数と一致していません
77	PP63	※支給量: 移行準備支援体制加算Ⅰの回数が実績記録と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅰの算定回数と一致していません
78	PP64	※支給量: 移行準備支援体制加算Ⅱの回数が実績記録と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の移行準備支援体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の移行準備支援体制加算Ⅱの算定回数と異なります
79	PP65	※支給量: 夜間支援等体制加算の回数が実績記録票と明細書で不一致	★支給量: 請求明細書の夜間支援等体制加算の「回数」の合計が実績記録票の夜間支援等体制加算の算定回数と一致していません
80	PP68	※支給量: 共同生活援助の様式18-1がありません	★支給量: 共同生活援助サービス提供実績記録票 (様式18-2) に対応した共同生活援助サービス提供実績記録票 (様式18-1) がありません
81	PP69	※支給量: 受託居宅介護サービスの提供日が様式18-1にありません	★支給量: 受託居宅サービスの提供日と同一日の提供実績が共同生活援助サービス提供実績記録票 (様式18-1) にありません
82	PS28	※受付: 開始時間が不正または形式に誤りがあります	★受付: 実績記録票の「開始時間」の形式が不正です
83	PS33	※受付: 終了時間が不正または形式に誤りがあります	★受付: 実績記録票の「終了時間」の形式が不正です
84	PS39	※受付: 食費の単価が正しく設定されていません	★受付: 補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、食費の単価の設定が必要です
85	PS40	※受付: 光熱水費の単価が正しく設定されていません	★受付: 補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、光熱水費の単価の設定が必要です
86	PS47	※受付: 各小計 食事の小計値が明細合計と一致しません	★受付: 実費算定の合計の「各小計 食事 (円)」が食費を算定した日の金額を合計した値と一致していません
87	PS48	※受付: 各小計 光熱水費の小計値が明細合計と一致しません	★受付: 実費算定の合計の「各小計 光熱水費 (円)」が光熱水費を算定した日の金額を合計した値と一致していません
88	PS49	※受付: 実費合計額 (円) の計算値が不正です	★受付: 実績記録票の「実費合計額 (円)」が「各小計 食事 (円)」と「各小計 光熱水費 (円)」を合計した値と一致していません
89	PS51	※受付: 入所時特別支援加算・当月算定日数 (日) が不正です	★受付: 実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数 (日)」と「利用開始日 (年月日)」及び「30日目 (年月日)」の関係が不正です
90	PS56	※受付: 初期加算・30日目 (年月日) の日付が不正です	★受付: 実績記録票の初期加算の「30日目 (年月日)」が「利用開始日 (年月日)」から30日目の日付と一致していません

【補足】第一段階(平成30年度下期)の移行対象エラーコード(案)について

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
91	PS64	※受付:施設外支援 累計が180日を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「施設外支援 累計(日/180日)」が180日を超えています
92	PS66	※受付:訪問型 1時間未満(回)が明細合計と一致しません	★受付:実績記録票の「訪問型 1時間未満(回)」が「提供形態」が「訪問型」の明細合計と一致していません
93	PS67	※受付:訪問型 1時間以上(回)が明細合計と一致しません	★受付:実績記録票の「訪問型 1時間以上(回)」が「提供形態」が「訪問型」の明細合計と一致していません
94	PS75	※受付:重度包括・実績単位数が重度包括・支給決定量超過	★受付:実績記録票の重度包括の「実績単位数(単位)」が重度包括の「支給決定量(単位)」を超えています
95	PS79	※受付:その他サービス合計時間数が明細情報合計と不一致	★受付:「その他サービス合計時間数」がサービス内容が「共同生活介護」、「共同生活援助」、「短期入所」以外の明細合計と一致していません
96	PS83	※受付:重度包括・1日計が重度包括・単位数の集計と不一致です	★受付:実績記録票の重度包括の「1日計」が同一日の重度包括の「単位数」を合計した値と一致していません
97	PS88	※受付:帰宅時支援加算が算定可能回数を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
98	PS90	※受付:家庭連携加算が算定可能回数を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
99	PS94	※受付:初期加算・当月算定日数(日)が不正です	★受付:実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」と「利用開始日(年月日)」及び「30日目(年月日)」の関係が不正です
100	PS99	※受付:入所時特別支援加算・30日目の日付が不正です	★受付:実績記録票の入所時特別支援加算の「30日目(年月日)」が「利用開始日(年月日)」から30日目の日付と一致していません
101	PT26	※受付:入院時支援特別加算が算定可能回数を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「入院時支援特別加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
102	PT27	※受付:訪問支援特別加算が算定可能回数を超えています	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超えています
103	PT31	※受付:重度包括・適用単価が算定値と一致しません	★受付:実績記録票の重度包括の「適用単価」が既定の単価と一致していません
104	PT38	※受付:入院時支援特別加算なのにサービス提供状況が入院でない	★受付:入院時以外に、実績記録票の「入院時支援特別加算(サービス提供回数)」が設定されています
105	PT47	※受付:訪問支援特別加算(算定時間数)の算定が不正です	★受付:実績記録票の訪問支援特別加算について、提供時間数と算定時間数の関係が不正、または欠席時対応加算と同一日に算定されています
106	PT55	※受付:補足給付適用の有無と補足給付額の関係が不適切です	★受付:補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、「補足給付額(円/日)」の設定が必要です
107	PT61	※受付:家庭連携加算(算定時間数)の算定が不正です	★受付:実績記録票の「家庭連携加算(算定時間数)」と「家庭連携加算(提供時間数)」の関係が不正です
108	PT64	※受付:地域移行加算の日付が入所中・退所後算定日と不一致	★受付:地域移行加算が算定されている日付が地域移行加算の「入所中算定日(年月日)」、または「退所後算定日(年月日)」と一致していません
109	PT80	※受付:欠席時対応加算が算定可能回数を超えています	★受付:「サービス提供の状況」が「欠席(欠席時対応加算)」の件数が算定可能回数を超えています
110	PU04	※受付:体験利用加算が算定可能回数を超えています	★受付:体験利用加算が算定可能回数を超えています

【補足】第一段階(平成30年度下期)の移行対象エラーコード(案)について

No	エラーコード	メッセージ(現行)	メッセージ(見直し後)
111	PU05	※受付:体験宿泊加算が算定可能回数を超えています	★受付:体験宿泊加算が算定可能回数を超えています
112	PU08	※受付:送迎加算 往設定時に提供形態が「通所型」ではありません	★受付:実績記録票の「送迎加算 往」が設定されている場合、「提供形態」に「通所型」以外は設定できません
113	PU09	※受付:送迎加算 復設定時に提供形態が「通所型」ではありません	★受付:実績記録票の「送迎加算 復」が設定されている場合、「提供形態」に「通所型」以外は設定できません
114	PU36	※受付:自立生活支援加算の日付が入居中・退居後算定日と不一致	★受付:自立生活支援加算を算定する場合、実績記録票の「日付」が「入所中算定日」、または「退所後算定日」と一致することが必要です
115	PU37	※受付:重度包括・共同生活援助合計日数が明細情報合計と不一致	★受付:重度包括の「共同生活援助合計日数」が明細欄の共同生活援助の提供日を合計した日数と一致していません
116	PU48 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしている明細が存在しています
117	PU50 (PT34)	※受付:派遣人数が2人を超えています	★受付:同じ「サービス内容」、「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています
118	PU52 (PT34)	※受付:派遣人数が2人を超えています	★受付:同じ「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています
119	PU54 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が算定できる最大の時間を超えています
120	PU55 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が算定できる最大の時間となっていますが「開始時間」と「終了時間」から算出した時間が算定できる最大の時間未満です
121	PU57 (PT30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:同じ「提供通番」で「移動」が「算定時間数」を超えています
122	PU58 (PS30)	※受付:算定時間数の計算値が不正です	★受付:「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしていない明細が存在しています

【補足】第一段階(平成30年度下期)の移行対象エラーコード(案)について

○ 審査内容の拡充により、新たに追加予定のエラーコードは、以下のとおり。

No	エラーコード	メッセージ
1	EF27	★受付:実績記録票に基準該当事業所で算定できない報酬が設定されています
2	EK49	★受付:重度障害者支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
3	EK50	★受付:福祉専門職員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
4	EK51	★受付:視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
5	EK52	★受付:初期加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
6	EK53	★受付:食事提供体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
7	EK54	★受付:医療連携体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
8	EK55	★受付:人員配置体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
9	EK56	★受付:常勤看護職員等配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
10	EK57	★受付:リハビリテーション加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
11	EK58	★受付:延長支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
12	EK59	★受付:夜勤職員配置体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
13	EK60	★受付:夜間看護体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
14	EK61	★受付:入所時特別支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
15	EK62	★受付:地域生活移行個別支援特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
16	EK63	★受付:栄養マネジメント加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
17	EK64	★受付:夜間支援等体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
18	EK65	★受付:日中支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
19	EK66	★受付:通勤者生活支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
20	EK67	★受付:地域移行支援体制強化加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています

※エラーへ移行したタイミングで文頭の「★」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様の整理)

【補足】第一段階 (平成30年度下期) の移行対象エラーコード (案) について

No	エラーコード	メッセージ
21	EK68	★受付:看護職員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
22	EK69	★受付:短期滞在加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
23	EK70	★受付:就労支援関係研修修了加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
24	EK71	★受付:就労定着支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
25	EK72	★受付:移行準備支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
26	EK73	★受付:重度者支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
27	EK74	★受付:就労移行支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
28	EK75	★受付:施設外就労加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
29	EK76	★受付:目標工賃達成加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
30	EK77	★受付:目標工賃達成指導員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
31	EK78	★受付:短期利用加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
32	EK79	★受付:単独型加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
33	EK80	★受付:単独型加算 (長時間) の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
34	EK81	★受付:栄養士配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
35	EK82	★受付:特別重度支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
36	EK83	★受付:緊急短期入所体制確保加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
37	EK84	★受付:緊急短期入所受入加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
38	EK85	★受付:初回加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
39	EK86	★受付:集中支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
40	EK87	★受付:退院・退所月加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
41	EK88	★受付:送迎加算 (重度) の「回数」の合計が送迎加算の「回数」の合計を超えています

【補足】第一段階(平成30年度下期)の移行対象エラーコード(案)について

No	エラーコード	メッセージ
42	EK89	★受付:重度障害者支援加算(Ⅰ)(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(Ⅰ)の「回数」の合計を超えています
43	EK90	★受付:重度障害者支援加算(Ⅱ)(夜間支援有り)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(Ⅱ)(体制有り)の「回数」の合計を超えています
44	EK91	★受付:重度障害者支援加算(Ⅱ)(90日以内)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(Ⅱ)(夜間支援有り)の「回数」の合計を超えています
45	EK92	★受付:地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)の「回数」の合計が地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)の「回数」の合計を超えています
46	EK93	★受付:重度障害者支援加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が重度障害者支援加算の「回数」の合計を超えています
47	EK94	★受付:単独型加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が単独型加算の「回数」の合計を超えています
48	EK95	★受付:児童発達支援管理責任者専任加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
49	EK96	★受付:食事提供加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
50	EK97	★受付:人工内耳装用児支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
51	EK98	★受付:指導員加配加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
52	EK99	★受付:特別支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
53	EQ01	★受付:保育職員加配加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
54	EQ02	★受付:職業指導員加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
55	EQ03	★受付:重度障害児支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
56	EQ04	★受付:重度重複障害児加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
57	EQ05	★受付:強度行動障害児特別支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
58	EQ06	★受付:幼児加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
59	EQ07	★受付:心理担当職員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
60	EQ08	★受付:看護師配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
61	EQ09	★受付:自活訓練加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
62	EQ10	★受付:小規模グループケア加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています

【補足】第一段階 (平成30年度下期) の移行対象エラーコード (案) について

No	エラーコード	メッセージ
63	EQ11	★受付:乳幼児加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
64	EQ12	★受付:重度障害児支援加算 (強度行動障害) の「回数」の合計が重度障害児支援加算の「回数」の合計を超えています
65	EQ13	★受付:強度行動障害児特別支援加算 (90日以内) の「回数」の合計が強度行動障害児特別支援加算の「回数」の合計を超えています
66	PB74	★受付:事業所台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「基準該当事業所」のため、算定できません
67	PB75	★受付:事業所台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「指定事業所」のため、算定できません
68	PB76	★受付:精神障害者退院支援施設加算の「回数」の合計が当該月の日数を超えています
69	PJ89	★受付:障害児施設台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「指定事業所」のため、算定できません
70	PJ90	★受付:障害児施設台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「基準該当事業所」のため、算定できません
71	PP91	★支給量:生活介護サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
72	PP92	★支給量:就労移行支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
73	PP93	★支給量:就労継続支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
74	PQ22	★支給量:児童発達支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
75	PQ23	★支給量:医療型児童発達支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
76	PQ24	★支給量:放課後等デイサービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
77	PQ25	★支給量:保育所等訪問支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています